基本目標Ⅴ　配偶者等に対する暴力のない社会づくり　【小城市配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画】

体系一覧（第2次小城市男女共同参画プラン）　～男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市をめざして～								
施策の方向	基本事業		事　業	担当課	現状値 27年度	①実績値 29年度	②平成29年度実績 （事業の内容・取り組み状況）	目標値 33年度
(1) DVを許さない意識づくりの推進								
	① DV防止に向けた意識啓発							
		50	DV防止のための広報・啓発活動を行う。	企画政策課	―	○	・「女性・男性のための総合相談窓口」（市報9月号） ・「女性に対する暴力をなくす運動期間」（市報11月号） ・11月、市役所ロビーに「女性に対する暴力の防止運動期間（11月12日～25日）」のポスターを掲示 ・女性に対する暴力防止講演会（アバンセと共催） 11月23日 「DVにさらされた親子のトラウマ・ケア～私たちに出来る事～」 参加者：160人	○
				社会福祉課		○	・庁舎内、各施設にチラシ、パンフレットを設置している。	
		51	暴力を予防・防止するため、早期からの教育・啓発を行う。 **【数値目標】県DV総合対策センターの「DV未然防止教育事業」を活用している中学校数**	企画政策課	2校	3校	・佐賀県DV総合対策センターのDV未然防止教育事業活用推進。 中学生向け（県内42校）：小城中学校、牛津中学校、芦刈観瀾校中学部で実施 小学生向け（県内10校）：桜岡小学校、芦刈観瀾校小学部で実施 ・男女共同参画ネットワークが、デートDV防止講演を実施。 7月19日　テーマ：「対等な関係を作るために」 対象：小城高等学校1年・2年生　　参加者：365人	4校
				社会福祉課			・子どもへの暴力防止プログラムを実施している。小学校4校。 参加者：桜岡小学校 186人、三里小学校 33人、三日月小学校 315人、牛津小学校 197人	
				学校教育課			・小中学校の特別活動や道徳教育で実施している。	
(2) 安心して相談できる体制の整備と被害者支援の充実								
	① DV被害者支援にかかわる相談体制の強化							
		52	市相談担当者等に対して研修を実施し、女性（母子）にかかわる相談機能を充実させる。 **【数値目標】DV被害者支援市職員研修会の受講者数**	企画政策課	58人	25人	・相談業務に関わる担当課へ相談員研修等の案内。 ・5月9日　配偶者等への暴力（DV）被害者支援　職員研修会 テーマ：「DV被害者支援と加害者対応」 対象：平成29年度採用職員、平成28年度採用職員で平成28年度の未受講者及びDV支援関係業務に携わる職員　　参加者：25人	60人
				社会福祉課			・DV被害者支援市町連携会議（4/26、8/17）、DV関係機関相談員向け研修（5/17、5/29、5/31、8/31、2/28、3/29）に参加している。	
		53	DVに関する相談窓口の周知を図る。	企画政策課	―	○	・市ホームページへDV相談窓口の記事を掲載(通年) ・公共施設のトイレへDV相談窓口記載のリーフレット設置(通年) ・「女性・男性のための総合相談窓口」（市報9月号）	○
				社会福祉課		○	・市ホームページで相談窓口を紹介している。	
		54	DV被害者支援マニュアル等を作成し、庁内相談担当部署間の連携を図りワンストップ化を推進する。	社会福祉課	―	○	・職員研修をし、小城市におけるDV相談事業の取り組みを説明して庁内連携を図っている。	○
		55	被害者の特性・状況に応じた相談体制の充実を図り、継続的な支援を行う。	社会福祉課	―	○	・被害者それぞれの特性を考慮しながら関係部署や関係機関と連携した相談体制を整備している。DV相談件数：36件	○
				高齢障がい支援課		○	・小城多久障害者相談支援センター支援事業、障害者相談員活動事業、障害者巡回相談開設、地域包括支援センターの総合相談事業を実施している。	

基本目標Ⅴ　配偶者等に対する暴力のない社会づくり　【小城市配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画】

体系一覧（第2次小城市男女共同参画プラン）　～男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市をめざして～

施策の方向	基本事業		事　業	担当課	現状値 27年度	①実績値 29年度	②平成29年度実績（事業の内容・取り組み状況）	目標値 33年度
	② 二次被害を起こさないための相談支援体制の確立							
		56	被害者の負担を軽減するため庁内相談共通シート等を活用し情報の共有化を図る。	社会福祉課	—	○	・相談の際は、庁内相談共通シートを活用している。	○
		57	被害者等から苦情申し出があった場合、迅速な対応を行う。	社会福祉課	—	—	・相談等について苦情が寄せられた場合は、迅速かつ適切な対応を行う。事例なし。	○
				市民課		—	・苦情申出はあっていない。あった場合は、迅速・丁寧・適正な対応を行う。	
	③ DV被害者の安全確保のための支援体制の整備							
		58	被害者及び同伴する児童の安全確保のための支援を行う。	社会福祉課	—	○	・児童相談所と連携して支援を行っている。	○
		59	住民基本台帳の閲覧等の制限の徹底等、制度の適切な運用を行う。	市民課	—	○	・閲覧申請書の審査を厳重に行い、適切な運用を行っている。	○
				社会福祉課		○	・市民課と連携して実施している。	
	④ DV被害者の自立に向けた支援の充実							
		60	被害者支援のためのケース検討会議等を開催し、自立に向けた支援体制を充実させる。	社会福祉課	—	○	・被害者それぞれの特性を考慮しながら関係部署や関係機関と連携した相談体制を整備している。	○
		61	被害者に対し、就業支援や法的支援など必要に応じた情報提供を行う。	社会福祉課	—	○	・母子・父子自立支援員による自立に向けた支援・情報提供を行っている。	○
		62	被害者の市営住宅への優先入居等の検討を進める。	定住推進課	—	—	・市営住宅の設置趣旨を基本に未利用部分（身障者用）の一時的用途変更も視野に必要に応じ、対応の検討を行う。	○
		63	被害者の生活再建へ向けた福祉制度等についての情報を提供し、自立に向けた支援を行う。	社会福祉課	—	○	・母子・父子自立支援員による自立に向けた支援・情報提供を行っている。	○
		64	被害者及び同伴する児童が円滑に健診や予防接種、就学や保育が行えるよう配慮する。	健康増進課	—	○	・乳児家庭全戸訪問事業を保健師と母子保健推進員で実施している。 ・養育支援訪問会議で社会福祉課と一緒に対策を講じている。	○
				保育幼稚園課		○	・関係機関と連携を取りながら、園児が入所できるように配慮している。	
				学校教育課		○	・関係機関と連携を取りながら、被害者・その子どもが就学ができるように配慮している。	
		65	被害者及び同伴する児童に対し、関係機関が連携を図りながら継続的に心理的支援を行う。	社会福祉課	—	○	・児童相談所と連携して支援を行っている。	○
				学校教育課		○	・子ども支援センター、社会福祉課、県福祉事務所と連携を図っている。	

基本目標Ⅴ　配偶者等に対する暴力のない社会づくり　【小城市配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画】

施策の方向	基本事業		事　業	担当課	現状値 27年度	①実績値 29年度	②平成29年度実績 （事業の内容・取り組み状況）	目標値 33年度
(3) 関係機関の連携・協力								
	① あらゆる暴力の早期発見と防止対策							
		66	児童虐待の観点から要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関の連携及び協力の確保を図る。	社会福祉課	—	○	・代表者会議（1回）、実務者会議（2回）、個別検討ケース会議（21回）を開催した。	○
		67	各種相談・健診等においてあらゆる暴力の早期発見に努める。	社会福祉課	—	○	・養育支援訪問事業（健康増進課：月1回）、子ども支援センターでのカンファレンス（学校教育課：週1回）との情報共有及び支援の検討を行っている。	○
				健康増進課		○	社会福祉課との連携により支援を行った。1件。	
				学校教育課		○	就学時健診、学校での健康診断等で実施している。	
	② 関係機関、団体等との連携の推進							
		68	被害者支援に関わる機関との連携を図る。	企画政策課	—	○	・4月26日　「DV被害者支援市町連携会議」へ出席。（8月17日の同会議は、社会福祉課のみ出席） ・11月29日 「小城警察署犯罪被害者支援ネットワーク、小城・多久地区市民相談相互支援ネットワーク合同会議」へ出席。	○
				社会福祉課		○	・DV総合対策センター、婦人相談所等と連携している。	
		69	民間のDV被害者支援団体等と連携し、DV防止啓発、被害者の自立支援を行う。	社会福祉課	—	○	・民間のDV被害者支援団体等の情報収集を行っている。	○
				企画政策課		○	・民間のDV被害者支援団体等の情報収集を行っている。	